

**多摩市立総合体育館照明 LED 化 ESCO 事業
特記仕様書**

**令和 5 年 5 月
多摩市**

工 事 概 要

1. 件 名：多摩市市立総合体育館照明 LED 化 ESCO 事業
2. 工事場所：多摩市総合体育館
3. 工事期間：契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

第1章 一 般 事 項

(1) 標準仕様書について

本工事は、本特記仕様書に規定されている他は、「東京都電気設備工事標準仕様書」令和5年度版による。

(2) 疑義

その他疑義が生じた場合には、監督員（スポーツ振興課職員）と協議すること。

(3) 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い。

本工事は、施工に伴う光熱水費は支給する。

(4) 工事記録工事

記録として工事写真を提出する。

(5) 安全管理

工事現場での安全管理については、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従い、施設管理者と調整の上、安全に必要な措置を講じ、災害防止に努めること。また、作業にあたってはヘルメットを着用すること。

(6) 建設副産物の処理

建設副産物は、関係法令を遵守し処理すること。

第2章 工 事 概 要

(1) 工事概要

多摩市立総合体育館の照明器具をLEDに更新する。詳細は、多摩市立総合体育館照明LED化ESCO事業プロポーザル募集要項資料1（既存照明器具リスト）及び資料2（提供図面）を参照すること。

(2) 施工条件は、次による。

- ・ 施工は監督員、施設管理者（指定管理者）と協議の上、行うこと。
- ・ 施設内トイレは使用可とするが、使用後の清掃等を行うこと。
- ・ 工事関係者以外の居ながら工事となるため、養生や第三者との災害に十分に注意すること。

(3) 本工事使用材料について

本工事の使用材料は、使用前に監督員の承諾を得ること。

第3章 そ の 他

(1) 本工事は施設運営をしながら行うため、施設利用者及び通行人には十分注意し、施工を行うこと。

(2) 工事实施にあたっては、監督員及び施設管理者と十分な打合せを行い実施すること。
また、安全管理に十分注意し、万一、第三者に損害を与えたときは速やかに受託者の負担において処理し、監督員に報告すること。

(3) 本仕様書に明示のないことについては監督員と協議し、その指示に従うこと。

(4) 高所につける器具については、落下防止策を施すこと。

(5) 図面と現場に相違がある場合は、現場を優先する。

(6) 【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、現場にはアルコール消毒液等を常備するなど、現場作業員の衛生環境を確保するとともに、手洗い・うがい、マスクの着用など予防対策を行うこと。

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン参照のこと。

(7) 【受動喫煙防止】

多摩市では、施設の敷地及び施設に隣接する路上を含め禁煙とし、子どもの受動喫煙防止対策をより強化している。このようなことから、法令を遵守するとともに、近隣住民に対して迷惑にならないよう工事現場内の作業員に周知徹底すること。